

第6章 第三者加害事案

第1 第三者加害事案の成立要件

法第59条には第三者の行為によって生じた災害（以下「第三者加害事案」という。）について補償を行った場合の取扱いが規定されています。

第三者加害事案とは、補償の原因である災害が第三者の行為によって生じた場合で民法等に基づく損害賠償請求権が生ずるものをいいます。

したがって、第三者加害事案として成立するためには、①第三者の行為によって災害が生じたこと、②原則として民法の不法行為が成立することの2つの要件がともに具備されていなければなりません。その典型的な事例は、交通事故、殴打事故及び飼犬による咬傷事故です。

1 第三者の定義

法第59条に規定する第三者とは、被災職員及び当該職員の所属する地方公共団体並びに基金以外のものをいうとされています（昭和43年5月10日地基補第151号理事長通知）。

2 不法行為

(1) 一般的な不法行為の成立要件

民法第709条は、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者はこれによって生じた損害を賠償する責任を負う」と規定し、一般的な不法行為の成立要件と効果を定めています。

不法行為が成立するためには、第三者の行為が次のアからエの4つの要件をすべて満たす必要があります。不法行為が成立すれば、被災職員はその行為によって生じた損害を第三者に損害賠償請求し、原則として金銭で支払を受けることができます（民法第722条第1項、同第417条）。

ア 第三者に故意又は過失があること

故意とは、ある行為によって一定の結果が発生することを予見したうえで、敢えてその行為を行うことであり、過失とは、ある行為によって一定の結果が発生することを予見すべきであった（予見可能性があった）にもかかわらず、それを予見せずに行為に至ることをいいます。

イ 権利又は法律上保護される利益がその行為によって違法に侵害されたこと

例えば、警察官が柔道の試合中、対戦相手に技をかけられ怪我をした場合は、スポーツ行為であるため正当行為として違法性は阻却され、不法行為責任は問われません。

ウ 第三者に責任能力があること

責任能力とは、自己の行為の法的責任を弁識する能力のことです。

すなわち、その行為が道徳的に悪いということのほか、損害賠償の問題に及ぶことを理解する知能であるとされています。

一般的には、小学校を卒業する12歳を超えればこの能力は備わるものと考えられていますが、具体的には、単に年齢のみではなく、その者の責任能力を個別に判断する必要があります。

なお、責任無能力者の行為については、特殊の不法行為として、その監督者の責任を問うこととなります。

エ 加害行為と結果発生との間に因果関係があること

行為と結果との間に相当因果関係があることが必要です。

これは、Aの行為がなければBの結果が生じなかったという直接的な関係に限らず、一定の原因行為とそれなしには生じないと認められる結果とのつながりが、通常予想できる程度のものである場合も含まれます。

(2) 特殊の不法行為等

第三者加害事案には、一般的な不法行為のほか、特殊の不法行為（民法第714、同第715条、同第717条、同第718条）によるもの、さらに自賠法、国賠法に基づくものがあります。

ア 責任無能力者の監督者（民法第714条）

自分のしたことの善悪の判断ができない未成年者及び心神喪失者の行為については、その責任無能力者を監督すべき法定の義務のある者（親権者・後見人）及び監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（学校長、精神病院長等）が損害賠償の責任を負うこととなります。

なお、責任無能力者の監督者の損害賠償責任の要件は次のとおりです。

(ア) 責任無能力者が不法行為をなしたこと

(イ) 監督者が監督の義務を怠らなかったことを立証できないこと

イ 使用者（民法第715条）

ある事業のために他人を使用する者及び使用者に代わって事業を監督する者は、被用者がその事業の執行につき被災職員に損害を加えたときは、その損害を賠償する責任があります。

なお、使用者の損害賠償責任の要件は次のとおりです。

(ア) ある事業のために他人を使用すること

(イ) 被用者が事業の執行中に被災職員に損害を加えたこと

(ウ) 被用者の行為は不法行為の一般的成立要件を備えていること

ウ 土地の工作物等の占有者及び所有者（民法第717条）

土地の工作物の設置又は保存に瑕疵がある場合並びに竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合には、それらの所有者及び占有者に特殊な責任が認められます。

例えば、家屋の柱が朽ちていたため崩壊し、往来を通行中の者を怪我させた場合、まず、第一次的にはその家屋の管理に最も近い関係にある占有者（借家人）が損害賠償責任を負うこととなります。

エ 動物の占有者（民法第718条）

動物が他人に損害を加えた場合、動物の占有者（動物を事実上支配する者＝動物の飼主）又は保管者（事実上、占有者のために保管する者＝受寄者、運送人）は、原則としてその損害を賠償する責任を負うこととなります。

なお、動物の占有者の損害賠償責任の要件は次のとおりです。

(ア) 動物が他人に加えた損害であること

(イ) 免責事由に該当しないこと（動物の占有者・保管者が動物の種類及び性質に従い相当の注意をもってその管理をしたことを立証すれば、その責任を免れることができます）

オ 自動車の運行供用者（自賠法第3条）

自動車事故の場合は、一般に民法よりも自賠法第3条に基づく自動車の運行供用者責任を根拠に損害賠償を求めています（詳しくは、P. 302 参照）。

カ 国・被災職員の所属しない地方公共団体（国賠法第1条、第2条）

国や地方公共団体は、民法又は自賠法上の賠償責任を負うほか、国賠法上、以下の場合には民法第 715 条（使用者）又は第 717 条（土地の工作物等の占有者及び所有者）と同様の損害賠償責任を負います。

- (ア) 公権力の行使に当たる公務員がその職務を行うについて故意又は過失によって違法に他人に損害を加えた場合（国賠法第 1 条第 1 項）
- (イ) 道路・河川などの公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じた場合（同法第 2 条第 1 項）

第 2 補償と損害賠償との調整

1 補償先行と示談先行

第三者加害事案の場合には、被災職員は通常の事案と同様に基金への補償の請求をすることもできますし、第三者に対しても損害賠償請求をすることができます。

基金からの補償も、第三者への損害賠償請求も被災による損害の補てんを行うものですので、両方を同時に認めることは、同一の災害により生じた損害に対して二重の補てんを認めることになり妥当ではないことから、法第 59 条に次のような規定を設け、補償と損害賠償との調整を図ることで、損害の二重補てんを排除しています。

（法第 59 条）

- 1 基金は、補償の原因である災害が第三者の行為によって生じた場合に補償を行ったときは、その価額の限度において、補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償請求権を取得する。
- 2 前項の場合において、補償を受けるべき者が当該第三者から同一の事由につき損害賠償を受けたときは、基金は、その価額の限度において補償の義務を免れる。

すなわち、法第 59 条第 1 項は、第三者が損害賠償に応じる前に基金が補償を行った場合には、本来、被災職員が第三者に対して有する損害賠償請求権を基金が代位取得し、基金が第三者に対して求償権を行使すると規定しています。

また、第 2 項では、第三者が、基金の補償に先行して被災職員の損害賠償に応じた場合、基金は被災職員に対する補償の義務を免れ、免責されるとしています。

第 1 項の場合を補償先行、第 2 項の場合を示談先行（または賠償先行）と称しています。

2 補償方針の選択

第三者加害事案の処理にあたり、補償方針（補償先行又は示談先行）の選択は最終的には被災職員の判断によることとなりますが、基本的には以下の条件に照らし合わせて選択することとなります。

(1) 補償先行

補償先行は、原則として、第三者との示談が見込めない下記のような場合に選択することとなります。

ア 第三者に賠償能力がない場合

イ 第三者が不明又は特定できない場合

ウ 自動車事故において、第三者が任意保険未加入で、かつ、損害総額（療養費、休業費、慰謝料等）が自賠責保険の支払限度額（原則120万円）を超える見込みがある場合や、自転車による事故で、被災職員の長期療養が見込まれ、かつ、第三者が個人賠償責任保険（P. 305参照）未加入の場合等、第三者から損害の全部の補てんが見込まれない場合

エ 被災職員の過失が大きく、過失相殺がなされた損害分について自己負担しなければならない場合

オ 同僚職員の職務行為が加害行為となってしまった場合

カ その他、基金が補償先行とすることが妥当と認めた場合

(2) 示談先行

第三者（保険会社も含む。）が示談に応じる意思がある場合には、基金の公務（通勤）災害の認定を待たずに補償対象外である慰謝料や物損についても一括して迅速な賠償金の支払が受けられる等のメリットがあることから、通常、下記のようなケースでは示談先行を選択するよう依頼してください。

ア 被災職員の過失が比較的少ない事案で、任意保険会社等、支払能力が十分にあるものが損害の支払に応じている場合

イ 被災職員の負傷の程度が軽微な事案で、第三者が損害の支払に応じている場合

ウ 自動車事故において、損害額の総額（治療費、休業費、慰謝料等）が自賠責保険の範囲内（原則120万円）で収まると見込まれる場合

3 補償方針選択後の留意事項

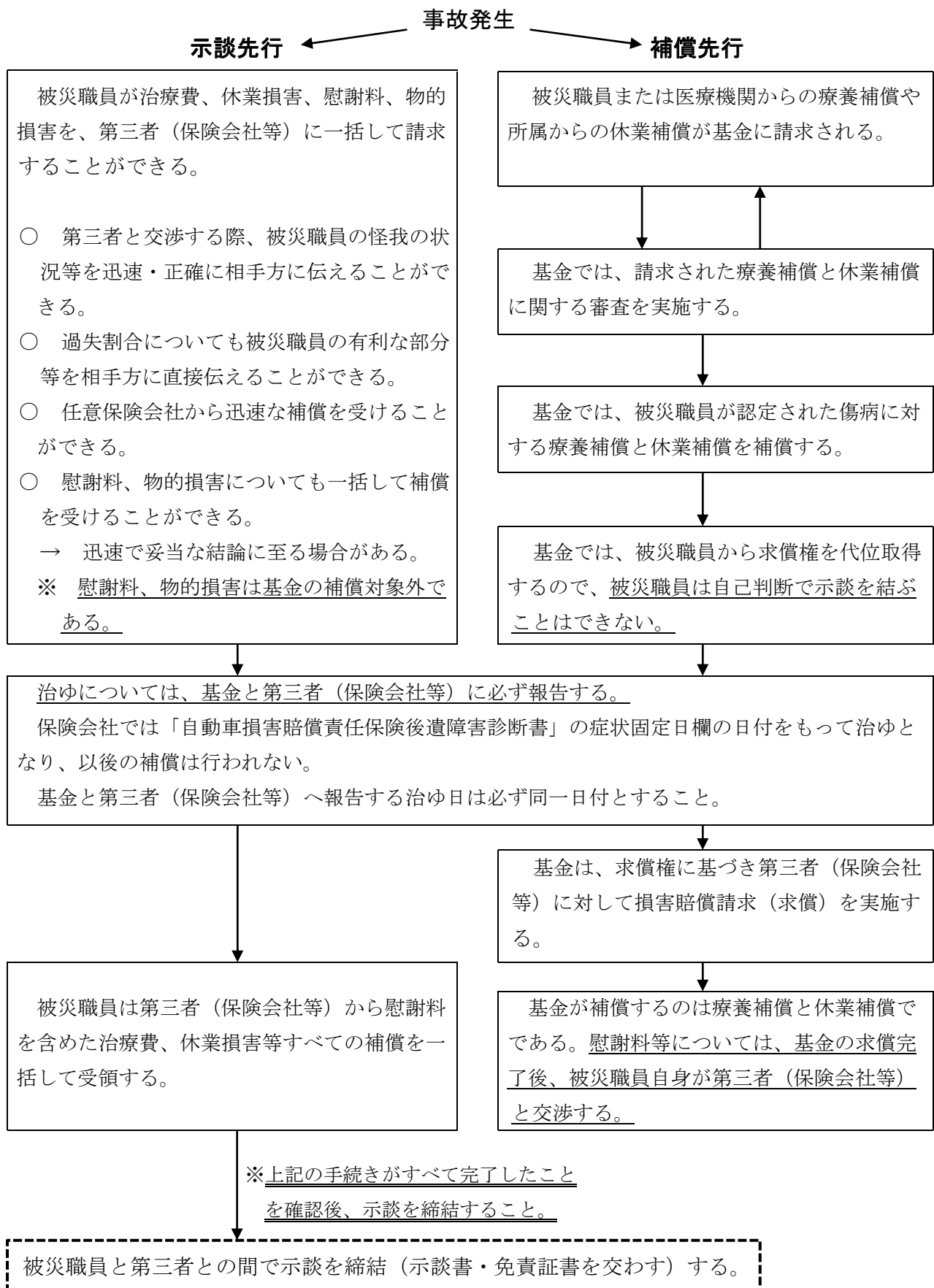
- (1) 補償先行を選択した場合は、既に基金が被災職員の損害賠償請求権を代位取得しておりますので、基金の了承を得ずに第三者（保険会社を含む。）に治ゆ（症状固定）を申し出たり、示談を締結することはできません。
- (2) 示談先行を選択し、第三者（保険会社を含む。）から賠償金の一部の支払を受けた場合、それ以降は補償先行に方針を変更することはできません。

2つの補償方針（補償先行又は示談先行）に関する被災職員の理解不足により、補償先行を選択したにもかかわらず、被災職員が療養費や慰謝料等に関する示談を締結してしまい、基金が第三者に対して求償権を行使する手続きを進める段階で、第三者からの指摘により、既に被災職員が第三者との示談を締結していたことが判明するような事案が散見されます。

よって、被災職員には、次の内容を伝えてください。

- ・ 補償先行を選択した場合は、基金が第三者に対して損害賠償請求権を行使するまでは、第三者と慰謝料等に関する示談交渉は行わないでください。
- ・ 示談先行を選択した場合でも、第三者側から賠償金額の提示を受けた際には、示談を締結する前に基金に示談内容を報告してください。

第 三 者 加 害 事 案 に よ る 示 談 締 結 ま で の 流 れ



※ 示談の際は、内容をよく確認して納得した場合にのみ締結する。

※ 示談締結後には、示談書の写し等を必ず基金に送付する。

第3 交通事故にあった場合の対応

第三者の行為によって公務上の災害又は通勤災害による災害の代表例として、交通事故の場合を取り上げ、交通事故にあった被災職員がどのように対応すべきなのかについて説明します。

なお、第三者の行為によって発生した公務災害又は通勤災害の認定手続きについては、66～67ページに説明しています。

1 警察に対する事故届

これは行政上の要請に基づく行為であり、交通事故の当事者となった場合は、自転車による事故であっても、直ちに車両等の運転を停止して負傷者を救護し、道路における危険防止等必要な措置を講じた上、警察官又は警察署（交番又は駐在所を含む。）に、

- (1) 事故の発生日時、場所
- (2) 死傷者の数及び負傷の程度
- (3) 損壊した物及びその程度

等を報告してください。

公務（通勤）中の災害として認定請求する際、災害発生事実を立証するためには、たとえ、第三者が立ち去ってしまった場合や単独事故であっても、人身事故として警察に届出をし、後日、「交通事故証明書」を入手できるようにしておくことが重要です。

万一、警察への届出がなされず、交通事故証明書が入手できない場合には、基本的な事故発生事実の立証が困難となるため、相手方あるいは被災職員から「人身事故証明書入手不能理由書」（都支部様式第32号）（P.99参照）を徴する必要があります。

2 第三者の連絡先等の確認

第三者の氏名、住所、職業、連絡先等を確認し記録しておきます。また、第三者が業務中の場合、運行供用者となる使用者の氏名、住所、連絡先等も併せて確認する必要があります。

なお、ひき逃げのような場合には、車両ナンバー、車種、塗色等を覚えておき、直ちに110番通報します。

3 第三者に対する公務（通勤）災害補償制度の説明

事故発生の際、①被災職員が公務（通勤）中であること、②基金に公務（通勤）災害として認定請求をすること、③基金に提出する書類の作成が必要となること、④第三者加害事案として事故の過失割合に応じて損害賠償請求権が生じること等について第三者に説明しておくこと、事後の交渉がスムーズになります。

【留意事項】

最近、被災職員が第三者加害事案に対する求償制度について理解不足のまま第三者に対して、「公務(通勤)災害として基金から補償を受けられるので、あなたに請求することはありません。」「基金から治療費や休業費はすべて補償してもらえるので、あなたには物損と慰謝料についてのみ請求します。」等といった誤った説明をしてしまい、求償が困難となってしまう事案が散見されます。補償先行の場合は、あくまでも第三者が賠償すべき費用を基金が立て替えているだけに過ぎませんので、このような言動は厳に慎んでください。

4 目撃者・通報者等の確保

被災職員と第三者が互いに自分に有利な主張をしていたのでは、その責任の所在が果たしてどこにあるか分かりません。

しかし、目撃者等がいて証言が得られれば、以後の話し合いは容易になります。目撃者等を確保しておき、連絡が取れる状態にしておくといよいでしょう。

5 自動車保険の契約関係の把握

自動車保険には、自賠法に基づく強制保険（以下「自賠責保険」という。）と、自賠責保険の支払限度額を超過する部分や、物損部分、被保険者自身の補償等をカバーするため、損害保険会社と自由に契約を結ぶ保険（以下「任意保険」という。）があります。

被災職員が受けた損害について第三者に賠償してもらう場合、頼りになるのは第三者側が契約している自賠責保険及び任意保険です。

よって、契約保険会社名、契約保険会社住所、担当者名及び電話番号、保険証明書番号、契約者名、保険期間などを確認しておくことが必要です。

また、保険会社に対する保険金の請求に必要となることから、第三者が、

ア 原動機付自転車である場合には、「標識交付証明書」

イ 250CC未満のバイクなど検査対象外軽自動車の場合には、「軽自動車届出済証」の写しを災害発生当初に第三者から受領しておきます。

なお、第三者が自転車の場合には、個人賠償責任保険（P. 305参照）加入の有無について確認してください。

第4 自動車損害賠償責任保険等

1 制度の趣旨

自賠責保険は、自賠法に基づき、交通事故の被災者救済のために、加害者が負うべき経済的な負担を補てんすることにより、対人賠償を確保することを目的としており、原動機付自転車（原付）を含むすべての自動車に加入が義務づけられていることから、「強制保険」とも呼ばれています。

2 自賠法の特徴

(1) 運行供用者の概念

自賠法は第3条で運行供用者の概念を取り入れ、自己のために自動車を運行の用に供する者（所有者等）は、自動車の運行により他人の生命又は身体を害したときには賠償責任を負うものとし、

民法の自己責任の原則を修正しています。

運行供用者の範囲は、一般に自動車の運行について支配を及ぼし（運行支配）、又は利益（運行利益）を得ている者とされています。

（主な具体例）

- ・所有者の家族が運転者の場合 …… 自家用車の所有者
- ・運送会社の社員が運転者の場合 …… タクシー、トラック等を所有する運送会社
- ・レンタカーの利用者が運転者の場合 …… レンタカー会社
- ・整備業者の社員が運転者の場合 …… 整備のために車を預かった整備業者

（自賠法第3条）

自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、被害者又は運転者以外の者に故意又は過失があったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りでない。

（2）立証責任の転換

民法上の損害賠償請求の場合には、故意・過失の立証責任は、原則として請求者である被害者側にありますが、自賠法では、民法とは逆に、立証責任を転換して運行供用者に無過失等の立証責任を課しています。

すなわち、運行供用者は自賠法第3条ただし書の3要件をすべて立証しなければ賠償責任を免れないとされています。

（3）保険金額（平成3.4.1～）

自賠責保険の保険金額（保険金の最高限度額）は、第6－1表のとおりです。

第6－1表 保険金額（単位：万円）

死亡		3,000	後 遺 障 害	7級	1,051
傷害		120		8級	819
後 遺 障 害	1級	3,000		9級	616
	2級	2,590		10級	461
	3級	2,219		11級	331
	4級	1,889		12級	224
	5級	1,574		13級	139
	6級	1,296		14級	75

（注）① 保険金額は一事故一人についてです。

② 損害は次のもので構成されています。

○死亡の場合…葬儀費＋逸失利益＋慰謝料

○傷害の場合…治療費＋休業損害＋慰謝料

○後遺障害の場合…逸失利益＋慰謝料

③ 被害者の過失は通常問われませんが、被害者に重大な過失があるときは傷害で2割、後遺障害又は死亡で最大5割減額されます。

(4) 保険請求

ア 加害者請求（自賠法第 15 条）

被保険者（保険契約者等）が被害者のために損害賠償の支払を行った場合には、その支払った限度において保険金を保険会社に請求できます。

契約者請求ともいいますが、これが通常の請求の形です。

イ 被害者請求（自賠法第 16 条）

自賠法は、加害者請求のほか、被害者にも直接の請求権を認めています。

被害者請求の制度は、被害者保護の観点に立つもので、運行供用者に全く誠意、資力のない場合にも、一定の金額が被害者にスムーズに支払われるという点で極めて利便性があります。

なお、加害者請求と被害者請求が競合する場合には、加害者請求が優先します。

ウ 時 効（自賠法第19条、保険法第95条）

自賠責保険の請求権は、加害者請求の場合、加害者が被害者に賠償金を支払った日から3年間、被害者請求の場合は、事故発生日、死亡日及び後遺障害の症状固定日からそれぞれ3年間を経過すると消滅します。特に、被害者請求の時効は、請求権者ごとに成立するので、基金及び被災職員並びに任命権者は、それぞれ時効の成立する前に、時効中断の手続をしておく必要があります。

(5) 政府の自動車損害賠償保障事業（自賠法第 72 条）

ひき逃げ、無保険車による事故のため、自賠責保険が使用できない場合には、政府は、被害者に対し自賠責保険と同内容の給付を行うものとされています。

この請求は、政府が各保険会社（農業協同組合責任共済を含む。）に業務を委託しているので、各保険会社に対して行うことになります。

3 任意保険

任意保険は、自賠責保険の支払限度額を超過する部分や、被保険者自身の補償を補てんするため契約者の自由意思で契約するものであり、「対人賠償保険」を基本契約として、次のような特約があります。

- (1) 対物賠償保険
- (2) 人身傷害補償保険
- (3) 自損事故保険
- (4) 無保険車傷害保険
- (5) 搭乗者傷害保険
- (6) 車両保険

4 人身傷害補償保険

人身傷害補償保険（以下「人傷保険」という。）とは、損害保険会社が運営する任意の自動車保険の多くに付帯されている保険です。被保険者自身の損害に対して保険金が支払われますが、人傷保険の保険約款上、災害補償制度による補償や自賠責保険による損害賠償、加害者からの損害賠償等があれば、それらの額を控除したものを保険金として支払うことになっています。

被災職員は、本人又は家族が人傷保険に加入しているかを確認の上、加入している場合には、「第三者行為による災害届書」（都支部様式第3号）に必要事項を記載してください。（96 ページ参照）

また、人傷保険を請求する際には、保険会社に対して、公務（通勤）災害として認定請求中（予定）である旨を必ず申告してください。

※ 人傷保険は自動車による交通事故以外でも補償される場合がありますので、必ず被災職員及びその家族が契約する自動車保険証券で人傷保険に加入しているかを確認してください。

（これまでに人傷保険が適用された例）

- ・ 職員が公務による自動車出張中に第三者の自動車と交通事故を起こした場合
- ・ 職員が自転車通勤中に第三者の自動車又は自転車と交通事故を起こした場合
- ・ 職員が徒歩通勤中に第三者の自動車と交通事故を起こした場合

5 個人賠償責任保険（火災保険、自動車保険等の特約を含む。）

個人賠償責任保険では、例えば、加入している本人及びその家族が自転車の使用中に誤って他人を死傷させたり、他人の物に損害を与え、損害賠償義務を負ったときに、保険金が支払われます。この保険は、一般に、自動車保険のような示談代行や被害者の直接請求制度はなく、あくまでも契約者（加害者）が被害者へ賠償金を支払った後、契約保険会社へ保険金を請求する形をとっています。

自転車事故の場合、加害者（第三者）が支払能力のない未成年者であったり、受傷の程度によっては賠償額が高額になることなどがあるため、加害者がこの保険の被保険者であるかどうかは、示談や求償の際に現実問題として重要となります。

被災職員は、自転車事故等の相手方が、個人賠償責任保険に加入しているかを確認の上、加入している場合には、「第三者行為による災害届書」（都支部様式第3号）に必要事項を記載してください。

（P. 96 参照）

第 5 示 談

1 示談の定義

示談とは、「民事上の紛争を、裁判によらず、当事者間の合意で解決すること」ですが、換言すれば、損害賠償の金額や支払方法について、当事者双方が話し合いで互いに譲歩して解決することです。法律上は、民法第 695 条の和解契約に当たります。

2 示談の効果

示談をすると、第三者の損害賠償責任たる支払額が確定し、被災職員は、それ以降一切異議請求の申立てをしないことを約束することになります。

いったん示談すると、錯誤、詐欺又は強迫の場合を除いてはやり直しがきかないので慎重に行う必要があります。

3 請求可能な損害

交通事故で人身に損害を受けた場合は、財産上及び精神上の損害（慰謝料）を第三者側に請求することができます。

すなわち、被災職員は、第三者の不法行為によって生じた損害のうち、通常生ずるであろうと思われる部分について損害賠償を請求できます（民法第 416 条第 1 項）。

(1) 請求できる損害項目

それでは、具体的にどのような損害賠償を請求できるのでしょうか。

これは、一般的に第6－2表のように分類し整理されます。

第6－2表 請求できる損害項目

被害の 種類		傷 害		後遺障害	死 亡
		通 院	入 院		
財産的 損害	積極的 損害	治療費 通院交通費	治療費 付添看護料 入院雑費		葬儀費
	消極的 損害	休業損害	休業損害	逸失利益	逸失利益
精神的損害		慰謝料		慰謝料	慰謝料

- (注) ① 「積極的損害」とは、財産が積極的に減少したことによる損害であり、「消極的損害」とは増えるべきものが増えなかったことによる損害です。
- ② 「逸失利益」とは、災害がなければ将来得られたはずの利益です。
- ③ 見舞客の接待費、快気祝の費用、医師等に対する必要以上の謝礼などは通常請求できる損害の項目には含まれません。
- ④ 示談交渉に備えて、事故のために出費した経費は細大漏らさず記録し、領収書を得ておくことが肝要です。

(2) 被災職員に過失がある場合の請求額

事故の発生に関して、被災職員にも過失がある場合には、その割合により過失相殺が行われるので、被災職員が第三者に請求する損害賠償額は、現実には被った損害額より少額となります。

つまり、損害額に第三者の過失割合を乗じて得た額が、損害賠償の請求額となります（民法第722条第2項）。

なお、交通事故の過失割合については、「別冊判例タイムズ第38号（平成26年7月発行）」を参考にするとよいでしょう。

4 示談交渉の相手方

法律上、賠償責任がある者（運転者、運行供用者等）を確認し、そのうち支払能力のある人を相手に交渉します。

なお、代理人と交渉するときは、その代理権の有無、範囲を委任状により確認する必要があります。

5 示談の時期

- (1) 第三者は、刑事責任への影響を考慮して、早目に示談を要求してくる傾向にありますが、示談は決して安易に行うものではありません。

- (2) 示談は、原則として、すべての損害額が明確になる治癒後に行ってください。それまでは金額を明示した最終示談は避けることが大事です。
- (3) 損害賠償請求権は、原則として事故発生から3年間で時効により消滅する（民法第724条）ため、これを過ぎると損害賠償請求ができなくなることがあります。

【注意】民法の規定に基づく不法行為による損害賠償請求権の消滅時効について

「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号）が平成29年5月26日に可決成立し、同年6月2日に公布されました。施行日は公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日ですが、施行後は、人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償の消滅時効は延長（「5年間」）となるので注意が必要です。

6 示談書の作成

(1) 示談書

示談は、口約束でも理論的には有効です。

しかし、口約束だけでは約束の有無・内容をめぐって、後日再び争いの生ずるおそれがあります。

このような後日の紛争再発を防止するため、当事者間で合意した内容を書面にしておくことが一般的であり、この書面のことを示談書又は免責証書といいます。

なお、示談書には、第三者が債務不履行のとき直ちに強制執行できる効力がありません。分割払いなどの場合には、簡易裁判所で即決和解調書にするか、公証人役場で公正証書にしておけば万全です。

(2) 記載事項

示談書には、次の事項を必ず記載しておきます。

- ア 当事者の氏名、押印
- イ 事故の日時、場所
- ウ 車両番号
- エ 事故及び被害の概況
- オ 示談内容
- カ 作成年月日

(3) 示談書作成に際しての注意事項（P. 308～309 参照）

- ア 総額示談とせず、損害項目ごとに金額を明示すること
- イ 後遺症・再発の項も記載すること
- ウ 示談金の受領はできれば示談書と引き換えに行うこと
- エ 示談を締結した場合には、直ちに示談書の写しを1部、基金都支部に提出すること

※ 示談する際には、示談内容の適否について確認しますので、あらかじめ、所属の公務災害事務担当者を通じて基金都支部（年金求償担当）に連絡するようにしてください。

A 示談書見本 (示談先行によって示談する場合)

被災職員（甲）

第三者（乙）

【使用者（丙）

】

- 1 事故（事案）の日時
平成 年 月 日 午前・午後 時 分 ころ
- 2 事故（事案）の場所
区 町 番 号 先路上
- 3 車両番号（交通事故以外の場合は記載不用）
（甲） 第 一 号 （乙） 第 一 号
- 4 事故（事案）概要及び損害の部位、程度

上記交通事故（事案）による損害については、当事者双方協議の結果、下記条件をもって示談が成立しましたので、今後は、双方裁判所また裁判外において、一切異議請求の申立てをしないことを誓約します。

記

- (1) 上記の交通事故（事案）について、乙及び丙は、連帯して甲に対し、損害賠償金として 金 円 の支払義務のあることを認め、この金額を支払い、甲はこれを受領した。（この金額を一括して、平成 年 月 日までに甲の指定する銀行口座に振り込む。）
- (2) 損害賠償金の内訳
治療費 円
休業費 円
慰謝料 円
障害補償費 円（うち逸失利益 円）
物的損害 円
- (3) 将来、甲が後遺障害の発生、追加・再発をした場合で、医師により、明らかに上記の事故が原因によるものと診断された場合は、乙及び丙において一切の責任をもつこと。
ただし、医師の診断によってもその後遺障害、追加・再発が当該事故によるものであることが判然としない場合は、双方協議の上、誠意をもってその解決に当たること。
- (4) 上記以外、甲は乙及び丙に対し、その他の請求を免除し、今後、乙及び丙に対し一切の請求をしないこと。

平成 年 月 日

被災職員住所

氏名

印

第三者住所

氏名

印

（使用者住所

氏名

印

(注) この示談書はあくまでも見本であり、被災職員と第三者との和解の内容によりその内容も異なります。

示談書の作成については、基金都支部年金求償担当に相談してください。

B 示 談 書 見 本 （補償先行で基金の補償（求償）完了後示談する場合）

被災職員（甲）

第 三 者（乙）

【使 用 者（丙）

】

- 1 事故（事案）の日時
平成 年 月 日 午前・午後 時 分 ころ
- 2 事故（事案）の場所
区 町 番 号 先路上
- 3 車 両 番 号（交通事故以外の場合は記載不用）
（甲） 第 一 号 （乙） 第 一 号
- 4 事故（事案）概要及び損害の部位、程度

上記交通事故（事案）による損害については、当事者双方協議の結果、下記条件をもって、一切円満に解決することを誓約します。

記

- (1) 甲の治ゆ（症状固定を含む。）までに、地方公務員災害補償基金が補償した
治療費等 金 円
休業損害 金 円
については、乙及び丙が責任をもって地方公務員災害補償基金に支払った。
- (2) 甲に対し、乙及び丙は
慰謝料 金 円
を支払うものとする（を支払い、甲はこれを受領した。）。
- (3) 将来、甲が後遺障害の発生、追加・再発をした場合で、医師により、明らかに上記の事故が原因によるものと診断された場合は、乙及び丙において一切の責任をもつこと。
ただし、医師の診断によってもその後遺障害、追加・再発が当該事故によるものであることが判然としない場合は、双方協議の上、誠意をもってその解決に当たること。
- (4) その他不測の事態が生じた場合には、双方協議の上、誠意をもって解決すること。

平成 年 月 日

被災職員住所

氏名

印

第 三 者 住 所

氏名

印

（ 使 用 者 住 所

氏名

印

（注） この示談書はあくまでも見本であり、被災職員と第三者との和解の内容によりその内容も異なります。

示談書の作成については、基金都支部年金求償担当に相談してください。